

令和 6 年度議会報告会

日時：令和 7 年 2 月 1 日（土）

午前 10 時 30 分から

場所：相生市文化会館

扶桑電通なぎさホール

中ホール

次 第

1 開 会

2 議長あいさつ

3 出席議員自己紹介

4 議会報告会

第 1 部 議会報告

（1）決算審査特別委員会報告

（2）総務文教常任委員会報告

（3）民生建設常任委員会報告

第 2 部 意見交換

5 副議長あいさつ

6 閉 会

議会報告会に参加していただいた皆様へ

- 1 本日の議会報告会は、相生市議会が主催で実施するものです。

市民の皆様から、様々なご意見をいただき、意見交換を行う場として位置付けておりますので、議員個人の見解を求めるようなご発言はご遠慮願います。

また、市政に関するご要望がある場合は、コスモストークなどにご出席していただき、ご発言されますよう併せてお願いいたします。

- 2 本日の結果につきましては、後日、相生市議会だより又は、相生市議会ホームページで概要の報告をする予定です。

- 3 報告会の報告書作成のため、写真撮影及び録画を行わせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

目 次

令和 6 年度 相生市議会名簿	・ ・ ・ ・ ・	1
決算審査特別委員会報告	・ ・ ・ ・ ・	2
総務文教常任委員会報告	・ ・ ・ ・ ・	1 5
民生建設常任委員会報告	・ ・ ・ ・ ・	4 5
主な議会用語の解説	・ ・ ・ ・ ・	6 4

相生市議会

議 長	土 井 本 子	副 議 長	三 浦 隆 利
監査委員	宮 艸 真 木		

委員会委員一覧

(◎ 委員長、○ 副委員長)

【特別委員会】

・ 決算審査特別委員会

委 員	◎森下高明 ○田中秀樹 今井大 後田正信 岩崎修 角石茂美
所 管	令和5年度各会計決算に関すること

【常任委員会】

・ 総務文教常任委員会

委 員	◎後田正信 ○今井大 中野有彦 田中秀樹 岩崎修 宮艸真木 三浦隆利
所 管	企画総務部、財務部、出納室、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

・ 民生建設常任委員会

委 員	◎中山英治 ○池田 勲 森下高明 田中政幸 宮城邦子 土井本子 角石茂美
所 管	市民生活部、健康福祉部、建設農林部、市民病院、農業委員会の所管に属する事項

【議会運営委員会】

委 員	◎中野有彦 ○角石茂美 池田 勲 森下高明 宮城邦子 田中秀樹
所 管	議会運営や会議規則などに関すること

決 算 審 査 特 別 委 員 会

【決算審査特別委員会】

市当局から提出された「事務事業報告書」、「各会計決算書」、「委員会資料」及び監査委員から提出されました「各会計決算審査意見書」により、事業の成果や予算執行状況を審査し、翌々年度の予算編成時に事業の拡大・縮小や追加・廃止などを示唆できるよう議論する機関

令和5年度会計別決算額

(単位:千円)

区 分	歳 入	歳 出	差 引
一般会計	14,700,938	14,222,016	478,922
国民健康保険特別会計	3,160,198	3,137,189	23,009
看護専門学校特別会計	273,288	273,288	0
介護保険特別会計	2,915,061	2,866,940	48,121
後期高齢者医療保険特別会計	552,429	540,776	11,653
合 計	21,601,914	21,040,209	561,705

(単位:千円)

病院事業会計	歳 入	歳 出	差 引
収益的収入及び支出	683,350	681,025	2,325
資本的収入及び支出	25,295	32,282	△ 6,987

(単位:千円)

公共下水道事業特別会計	歳 入	歳 出	差 引
収益的収入及び支出	1,771,556	1,753,621	17,935
資本的収入及び支出	1,584,693	2,225,177	△ 640,484

令和6年度決算審査特別委員会に係る質疑応答

(令和5年度一般会計ほか4特別会計及び2企業会計に係る決算認定)

《一般会計》

歳 出

1 企画総務部

(1) まちの認知度の向上を図る

Q1 シティプロモーション事業及び定住促進PR事業について、どのような取り組みが効果をあげたのか。

A1 インターネット、スマートフォンによるPRをメインに実施し、インターネットのサービス利用者のうち、大阪府、兵庫県、岡山県在住者の20代から40代の方で、かつ結婚情報サイトや住宅情報サイトの利用者に絞ったPRを行うとともに、旅行サイトにおける子供同伴の予約履歴がある利用者のみに絞った広告掲載を行った。広告の効果というのは非常に計りづらいが、標準的なクリック率は確保できていると考えている。また、見逃し配信サービスへの動画広告については、9割以上の再生完了率を確保しており、一定の効果があつたと分析している。

Q2 定住移住相談事業における相談者の移住先のニーズをどのように認識しているか。また、移住希望者への効果的な相談体制をどのように整えているか。

A2 ニーズとしては、広いエリアで移住先を考えている方が多いと認識している。相談会をはじめとする相談業務については、できる限り疑問に答えられるよう、丁寧な対応に努めており、安心感を持っていただけるような相談体制の確保を図っている。

(3) 住みやすいまちづくりを推進する

Q3 ふるさと納税について、新規開発した返礼品の内容と事業者数はどのようになっているか。

A3 6種類21品目の新規返礼品を追加しており、主なものは、日本刀作りの鍛錬の見学やいちご、蜂蜜、牡蠣のオイル漬けなどの食品となっている。また、牡蠣の内容量を調整し、より申し込みしやすいよう組み替えを行った。新たに加わった事業者は4者である。

Q4 企業立地促進事業について、市内に企業が立地するような場所はあるのか。

A4 すぐに利用ができるような大きな土地はないが、スマートインターチェンジの整備検討に伴い、企業用地の確保が非常に重要であり、新たな用地の確保について、県企業庁やひょうご・神戸投資サポートセンターと連絡をとりながら、調査研究を進めている。

Q5 あいおい暮らしお試し移住事業で、かねて検討していた家庭菜園付きのお試し住宅の確保についてはどのような対応をしたのか。

A5 令和5年度において、条件に合う住宅が見つかったものの、借上げに向けての手続き中に、実際にその住宅に移住を希望する方が現れたため、そちらを優先したことから、今のところ確保に至っていない。

(5) 広域行政を推進する

Q6 安室ダムについては、利水目的での利用は今後もないと思われるが、安室ダム水道用水供給企業団を今後どのようにしていくのか。

A6 安室ダム水道用水供給企業団において、令和4年度に事業再評価を実施しており、今後取水施設を整備しての事業の継続は妥当ではないとの結果となっている。企業債の償還が令和12年度で終了することから、それまでの間に利水から治水への目的の転換を図っていく必要があるとの認識のもと、事務局において県担当課及び関係省庁との相談・調整を進めている。

(9) 災害への備えの充実を図る

Q7 自主防災組織の防災訓練の促進について、今後どのように取り組んでいくのか。

A7 助成金の交付申請時等に助言できるところがあれば助言を行うほか、必要に応じ、職員が参加して、防災情報や気象情報の解説を行うなど、地域の防災力の強化に努めたい。

2 財務部

(3) 公平な課税と納税意識の高揚を図る

Q 8 監査委員からの意見書にも、市税以外の使用料等の回収見込みのない債権について記載があったがどう考えているか。

A 8 未納私債権に対して財産調査を実施したうえで、収納可能な財産がない場合は債権管理条例に基づき債権放棄を行うことが適正な債権管理と考える。

Q 9 毎年、適切な不納欠損を行うべきと考えるが、今後どのような方針で進めていくのか。

A 9 滞納整理を行うなかで適切な不納欠損処理を行っている。今後も引き続き、調査中の時効到来など単純時効の抑制に取り組んでいく。

Q10 市税以外の使用料などそれぞれ管轄が違うと思うが、庁内の連携体制について教えていただきたい。

A10 庁内の債権担当課を集めた債権管理実行委員会を年2回開催しており、各債権の徴収状況など情報の共有を行っている。

3 市民生活部

(3) 空家等対策を推進する

Q11 空家等対策について、対策セミナーや個別相談会が非常に効果的であったと聞いている。今後どのように取り組んでいくのか。

A11 セミナーや相談会は、とても有効だと感じているので、機会があれば充実させていく。

(4) 公共交通の利便性向上を図る

Q12 公共交通システム事業について、行政評価シートにおいて、制度の見直しを行うとともに、対象地域拡大による費用問題について検討する必要があると記載があるが、令和5年度においては、どのように検討されたのか。

A12 対象地域を広げていく中で、地域での助け合いを進めていくことの必要性を検討した。矢野、若狭野地区以外にも、例えば鰯浜、野瀬なども同じような状況であることは認識しており、地域乗合タクシーの検証を行いながら調整を行っていききたい。

Q13 路線バスは実際どれぐらい赤字になっているのか。

A13 令和5年度末の決算状況で、営業損益として事業者全体で約9億円の損失となっている。

Q14 バスに乗っていただくということが必要だと思う。実際に職員が身を持って利用しないと、利用は増えない。そういった実情を、どのように考えられているのか。

A14 事業者のイベントで、バスに乗って啓発するものがあるので、バックアップやタイアップして、協力していきたい。

(7) 就労環境の充実を図る

Q15 奨学金の返還支援事業で、市内1事業者に対して対象従事者1人分として計3万円を支給している。就労を促進するという意味でもこの事業をもっと活用すべきだと思うが、更なる利用促進に向けて企業に働きかけるとか、そういった取り組みをどのように考えているのか。

A15 市内では4社が返還金支援事業の整備をされており、県の制度自体が拡充されることから、その情報も含めながら、市内企業に広めていきたい。

(9) 魅力発信により観光客を誘致する

Q16 中学生ペーロンが平日に開催されたと思うが、指導員の招集等、今年はどうのような状況なのか。また今後どうしていくのかお尋ねしたい。

A16 体験乗船が続く場合などは、仕事を休んで参加している方もおられることから、高齢者でもできる部分、若者に任せたい部分など、作業の範囲を分けながら、できるだけスタッフの負担が少なくなるように努めている。

(12) 墓地などの適正管理に努める

Q17 貸付をしていない墓地の区画については、どのように管理しているのか。

A17 職員や、シルバー人材センターへ依頼し、雑草の刈り取りなどを行っている。

Q18 今後、墓じまいが増えていくものとするが、市営墓地の数を減らす考えはないのか。

A18 一般墓地の貸付が全くなかった訳ではなく、問合せを含め一定のニーズもあるため、現段階において減らす考えはないが、今後の検討課題としたい。

Q19 脱炭素推進事業者支援事業において、4事業者に対して補助を行っているが、補助対象事業のうち、どの項目に補助を行ったのか。

A19 4事業者ともに店舗、倉庫のLED化を行ったもので、脱炭素化推進設備の導入事業に対して行っている。

Q20 本事業について、当初の申し込み件数についてどのように設定したのか、また、申込者数は多かったのか少なかったのか、これからどのようにしていきたいと考えているのか。

A20 10件程度の見込みを立てていたが、4件であったため、見込みよりは少なかったと考えている。また、今後については、企業が設備投資を行う場合、多額の費用がかかることとなり、それに対しての補助額としては少ない状況であるため、今後の周知方法について研究したい。

4 健康福祉部

(2) 地域福祉の体制づくりと活動を支援する

Q21 令和5年度における自殺対策の取り組みはどのような内容であったのか。

A21 令和5年度は、民生児童委員62人を対象にゲートキーパー研修を実施した。また、「柔らかな心を導く睡眠のコツ」と題したメンタルヘルス講演会を一般市民対象に実施し61人が受講した。

啓発活動としては、市ホームページに自殺防止の電話相談や心と健康相談窓口などを掲載、さらに自殺予防普及啓発用の付箋を作成し、市内小中学生等に配布した。庁内各課の取り組みとしては、地域振興課では女性のための相談室、総務課では人権相談、社会福祉課では障害者相談員による相談、長寿福祉室では高齢者の見守りSOSネットワーク、学校教育課では学校園職員対象にカウンセリングマインド研修などを実施した。

(3) 地域福祉のセーフティーネットを推進する

Q22 生活保護世帯が増加傾向にある中、不正受給への対応や体制について、どのように考えているのか。

A22 生活保護世帯については、毎年、収入や資産の調査は行っているが、通報等により不正受給が疑われるケースについては、随時追加で調査を行い、生活状況を確認する等対応している。

不正受給調査にあたっては、担当ケースワーカー単独ではなく、査察指導員とチームを組むなど連携して対応するようにしている。

(6) 母子保健対策を推進する

Q23 伴走型相談支援事業について、どのような相談体制で実施しているのか。また課題はあるのか。

A23 伴走型相談事業については、妊娠届出時と出生後の面談や8ヶ月頃のアンケートもしくは希望者への面談を、子育て世代包括支援センターの事業としてその体制で対応している。課題は、外国の方への対応が多くなっており、現在のところは対応できているが、全く日本語が理解できていない方もあり、そのような方への対応が今後の課題と感じている。

(8) 多様な保育サービスの充実を図る

Q24 幼稚園教諭の採用試験には応募があったという事実から、保育士不足は待遇などの条件面に問題があるのではと思う。来年度から待機児童をゼロにするという意気込みで対策をとっていただきたいと思うが、どう考えているのか。

A24 市内保育施設の総定員数を満たすことができると、待機児童は発生しない状況にある。定員を満たす受け入れができてないのは公立保育所であり、運営を委託している相生市社会福祉事業団には、これまでも適正な体制整備をお願いしており、今後も強くお願いをしていきたいと考えている。

(13) 在宅福祉サービスを充実する

Q25 新規事業としてシニアスマホ教室を実施されたが、受講者にとってどのような効果があったのか。

A25 シニアスマホ教室は1グループに対して初級編、活用編の2回実施しており、

今回の受講だけでスマートフォンを使いこなすのは難しいと思うが、スマートフォンの使い方に関心を持っていただく機会になったものと感じている。

Q26 高齢者補聴器購入費助成事業において、令和5年度に所得制限を撤廃し、助成件数が令和4年度17件34万円であったものが、令和5年度では49件98万円と増加したことは良いことだと思うが、補聴器については高額なものもあり、現在の助成額2万円をもう少し引き上げる必要があるのではないかと思うが、どのように考えているのか。

A26 近隣においても助成額が2万円や3万円の自治体も多いことから、今後、近隣の状況や国の動向を踏まえ検討してまいりたい。

5 建設農林部

(2) 道路などの整備と適切な維持管理に努める

Q27 交通安全施設整備事業において、カーブミラーや外側線等、市民要望を踏まえ危険性が高い箇所から実施していると思われるが、令和5年度も同様なのか。また、要望の増減はどうなっているのか。

A27 カーブミラーについては、地元からの要望に基づき必要性の検討を行った後、設置させていただいている。区画線については、地元要望も踏まえつつ、道路パトロールにより現地確認を行い、危険性の高い箇所から順次施工している。また、要望件数については、カーブミラーの設置要望が増加している。

Q28 道路へ樹木がはみ出して危険である。そのような点検は行っているのか。

A28 道路のパトロールについては、随時担当職員で確認を行っている。道路への樹木のはみ出しについては、樹木のある土地所有者に対し適正な土地の管理をしてもらうよう通知を出している。また、緊急的に危険な場合は、必要最小限の範囲での伐採を行っている。ただ、山林の所有者を調査するのに時間を要しており、早急な対応が難しいこともあるため、根本的な解決に至っていない。

(4) 公営住宅などの適切な管理に努める

Q29 公営住宅の入居率が全体で62.6%と低い。民間であれば7割5分から8割が大体平均である。それぞれの住宅の特徴をどのように捉えて、どのように管理運用する方針なのか。

A29 市営住宅4団地については、令和2年8月から耐震性不足のため新規入居を停止している。再開発住宅とコミュニティ住宅は事業用として建築されたものである。再開発住宅は、7割弱の入居率で、コミュニティ住宅は8割以上の入居率となっている。定住促進住宅は市外からの入居も可能であるが、エレベーターがなく、また、内装が古くなっており、入居率が上がらない状況である。

Q30 市営住宅に関しては今後どうしていくのかのビジョンが見えない。住宅ごとにメリハリをつけるべきではないか。

A30 市営住宅については、令和4年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、城谷住宅に統合建替えを行う計画で進めている。

(9) 農業の振興を図る

Q31 鳥獣対策について、市内の市街地の方からイノシシの被害をよく聞く。相談件数は増えているのか。

A31 相談件数は増えている。

Q32 相談者にご理解いただけるように、どのように説明、対応をしているのか。

A32 相談内容は、畑や庭が荒らされているというのがほとんどである。電話や窓口で相談を受けた場合は、現場を確認し、場合によっては猟友会の方も同行している。状況により、個人で防護柵を設置してもらうようお願いしたり、檻の設置は自治会からの申請で、自治会の周辺管理となるので、猟友会と調整しながら対応している。

6 教育委員会

(3) 子どもの育成環境の充実を図る

Q33 相生っ子学び塾事業で、さまざまな基礎学力を持っている児童が参加していると思うが、それに対応する講師の状況はどうか。安定的な講師の確保と、教科書の進捗状況に対応する指導はどのようになっているのか。

A33 相生っ子学び塾の講師は、令和5年度は国・算12人、英語15人、珠算15人の体制で実施した。講師は教師経験のある方々を中心に登録があり、現在は、5人程度の児童に対し1人の講師が対応する体制でシフトを組んでいる。教

科書の進捗状況に対応する指導については、生涯学習課でコーディネーターを配置し、講師とコーディネーターが定期的に打合せを行うことで学習方針の統一を図っている。また、使用するテキストは教科書に準拠したワークを採用し、学校の授業と違った指導が起きないように気を付けている。

Q34 基礎学力の定着という意味では、学び塾に登録している児童はどういう状況なのか。成果の判断は行っているのか。

A34 学び塾では、成果の判断をする評価テストを行っていない。学びのセーフティーネット的な役割の中で、学びたいと思う児童を受け入れる体制で実施している。

Q35 自学自習の姿勢を習得するというのが基本であったと思うが、その点はどのように考えているのか。

A35 参加児童に対するアンケートでは「分からなかったことが分かるようになって嬉しかった。」との回答もあり、達成感の積み重ねが学習意欲の向上に繋がればと考えている。

(8) 人権啓発活動を推進する

Q36 外国の方が増えている状況で共生社会を進めていく中、人権啓発活動という観点で、令和5年度にどのような取組をしたのか。また、今後の人権啓発についてどのように考えているのか。

A36 外国人の人権課題については、人権教育・啓発情報誌「ひとみ」や市民人権学習において啓発を進めた。児童生徒については、県の多文化共生サポーターや市の日本語習得支援員の活用を通して、学習面や生活面のサポートを行っている。今後、外国人の人数も増えることから、さらに共生社会の実現に力を入れて取り組んでいくよう考えている。

(9) 文化芸術の振興を図る

Q37 文化財事業において「市内に残された豊かな歴史文化遺産を適切に管理・保存し、市民の関心と理解を深める。」とあるが、具体的に50款 教育費、25項 社会教育費、20目 文化財保護費、12節 委託料の史跡等文化財清掃委託料及び感状山城跡整備等作業委託料において、何か管理・保存を行っているのか。

A37 史跡等文化財清掃委託では、塚森古墳、那波野古墳、若狭野古墳、緑ヶ丘古墳、大避古墳、坪根古墳、市五郎椿、シバナ群落において、墳丘及び周辺部分の灌木伐採、草刈り、ごみ処理を年3回実施した。また、感状山城跡整備等作業委託では、森、瓜生地内の感状山城跡内及び登山道において、灌木伐採、草刈り、登山道の側溝清掃を年2回実施した。

Q38 図書館事業の成果で「指定管理者制度による民間業者のノウハウを最大限に活かし柔軟で効率的な運営を行った。」とあるが、民間業者のノウハウを最大限に活かしたというのは、実際にどのようなことなのか。

A38 学童保育や子ども食堂などに図書館職員が出向いて読み聞かせを行ったり、小学校の学級文庫や学童保育の図書の補完を行う形で、図書館職員が選書を行い図書を届けるブックデリバリーの取り組みを行うなど、図書館職員が地域に出向いて図書に触れる機会を増やしたことが挙げられる。

歳 入

なし

《国民健康保険特別会計》

(1) 医療保険事業の安定的な運営を図る

Q39 今後、国民健康保険が県で統一となるが、収納率が低いことで市にペナルティーなどはないのか。

A39 令和9年度には、県下の保険税率の統一が予定されているが、各市町の収納率をどう反映させていくのか、今後、県の方で協議は進められていくと思われるが、まだ見解が示されていない。

Q40 不納欠損が大きい金額となっている。市民課と徴収対策室があわせて対策をしているとのことだが、今は徴収率が低い状態である。現在のままの徴収体制で良いと考えているのか。

A40 市民課の窓口では、滞納世帯へ短期証や資格証明書などを発行し、接触する機会を持てるようにしている。徴収対策室では、口座振替の推奨、預金調査や財

産調査の結果により差し押さえも行っている。両課それぞれの役割分担による対応に加え、個別訪問も行っている。また、個別訪問で実際に話を聞くと、生活困窮の方もおられるため分納などの納付相談も行っており、納付に繋げていけるよう日々取り組んでいきたい。

《看護専門学校特別会計》

なし

《介護保険特別会計》

なし

《後期高齢者医療保険特別会計》

なし

《病院事業会計》

なし

《下水道事業会計》

（１）下水道事業の健全経営と維持管理を図る

Q41 赤坂雨水幹線整備事業が休止となっているが、ＪＲとの協議はどのようなものであったか。

A41 赤坂雨水幹線整備事業は令和３年度から工事着手をしているが、ＪＲとは着手前において事前協議及び事前現場立会により承諾を得ていた。しかしながら、令和６年２月にＪＲ本社より再協議の申し出があり、令和６年度以降の施工予定箇所は新幹線橋脚から３０ｍ以内の制限区域となり、工事はＪＲ委託になる可能性が出てきたため、工事の見直しのため、事業の一時休止の判断をさせて頂いた。

Q42 下水道事業の起債償還残高が多く残っているが、どのように考えているか。

A42 起債償還残高が多く残っていることは課題として認識している。令和６年度から、起債の資本費平準化債において元金償還金に対して起債の対象外となっていたものが、対象に含まれることとなり起債償還の平準化が可能となった。これにより令和６年度より一般会計からの繰り出し金が削減となった。

総 括

Q43 自治体システム標準化についての状況はどうなっているか。

A43 令和７年度末の移行に向け、現在作業を進めている。

総 務 文 教 常 任 委 員 会

令和6年5月31日（金）

1 付託事件

（1）防災について（調査）

（2）地域創生（進行管理）について（調査）

2 報告事項

（1）企画総務部

- ア 令和6年度コスモストークについて（資料1）
- イ 令和6年度市職員の採用計画について（資料2）
- ウ 西播磨地区消防操法大会出場に伴う激励式について
- エ 5月28日の大雨による被害について（資料3）

（2）教育委員会

- ア 令和6年度相生の教育等について（資料 別冊）
- イ 修学旅行について
- ウ 中学生ペーロンについて
- エ 運動会について

防災について（５／３１開催 委員会資料抜粋）

（１）令和６年能登半島地震被災地支援について

ア 令和５年度の支援の状況等

（ア）珠洲市への人的支援

- a 家屋被害認定支援 累計８人
- b 避難所運営支援 累計２人

（イ）派遣職員に対するアンケート結果

- a 市民に啓発してほしいこと
 - ・避難先を確認しておくこと。
 - ・自ら食料、飲料水、物資を備蓄しておくこと。
 - ・防災意識の向上
 - ・避難所自主運営などの心構え
 - ・建築物の耐震化の必要性
 - ・日頃からの近所でのコミュニケーションが大切であること。
 - ・地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりの重要性
- b 職員に周知してほしいこと
 - ・他の自治体から応援を求められた場合には、同じ自治体職員として、積極的に協力すること。
 - ・被災地へ派遣されることは、実災害の経験を得る非常に良い機会であり、市の災害対応力を高めることにつながる。
 - ・災害後は、通常業務と復興業務の同時進行により多忙になることを想定しておかなければならないこと。
 - ・市民に最も身近で実情をよく知る自治体の職員として、市民の生命・財産を守ることを自覚しておかなければならないこと。
 - ・平時から「職員防災マニュアル」等を確認しておくこと。
- c その他意見
 - ・情報収集や連絡手段としてスマートフォンの使用頻度は高いため、モバイルバッテリーやモバイルWi-Fiが必要であると思う。
 - ・防災意識の向上や、市の災害対応力を高めるため、被災地派遣経験のある職員数を増やすべきであると思う。
 - ・災害時に、迅速に被災者等に有益な情報を提供できる体制の構築など、民間との連携が必要であると思う。
 - ・災害弱者（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、外国人など）への対応が重要であると思う。
 - ・被災自治体職員のケアも重要であると思う。

イ 令和6年能登半島地震における課題・検討すべき事項

- ・人命救助に携わる公的な救援である自衛隊、消防、警察等が被災地に到着するには時間を要した。平時から、自ら命を守る準備や地域の助け合い、支え合いをしっかりと行うことが生存率を上げるために重要であることを市民に理解いただくこと。
- ・耐震化が進んでいなかったことによる被害の拡大
- ・県・市町間での派遣職員同士のLINEグループを作り、チームとしての情報共有が円滑に図られたこと。
- ・家屋被害調査では、民間事業者の開発したデジタルツール（被災者生活再建支援システム）を使用することで、円滑な家屋被害調査につながったこと。
- ・職員の被災により、発災当初の職員参集率が低く災害対応体制が十分にとれなかったこと。
- ・被災自治体職員が一番疲弊していた。復興を担う職員の労働環境の整備と適切な補償
- ・受援体制が整わず、初動期に十分な支援が受けられなかった。受援体制を強化し、迅速な支援につなげる必要がある。
- ・年末年始や休日は、市民ではない方の避難が増える。普段と人の動きが異なる時期に発災した場合のことも想定する必要がある。
- ・指定避難所、車中泊、在宅避難、1.5次避難、2次避難など多様な避難形態があるため、これまで以上に被災者の管理が困難
- ・被災地では広範囲での断水が長期化している。トイレ問題は災害関連死に直結しかねない。
- ・仮設トイレは不特定多数の方が使用するため、汚れが目立つ。衛生的にも悪い。
- ・緊急輸送道路等となる主要な道路の通行が困難になり、受援の支障となった。道路啓開の計画を具体化する必要がある。

ウ 義援金募集状況（市役所庁舎1号館1階、総合福祉会館1階、文化会館1階、あいおい情報ラウンジ）

386,774円（令和6年5月13日現在）

エ その他の支援の状況

- ・「はくおう」の派遣（防衛省）

1月14日（日）以降、防衛省が契約している、相生港を母港とする民間船舶「はくおう」を七尾港に派遣し、被災者や自治体等の支援者の一時休養施設を開設（3月30日（土）まで活動を実施）

利用者約2,600名

（防衛省ホームページによる。）

令和6年能登半島地震派遣職員記録写真（1／4）

①



②



③

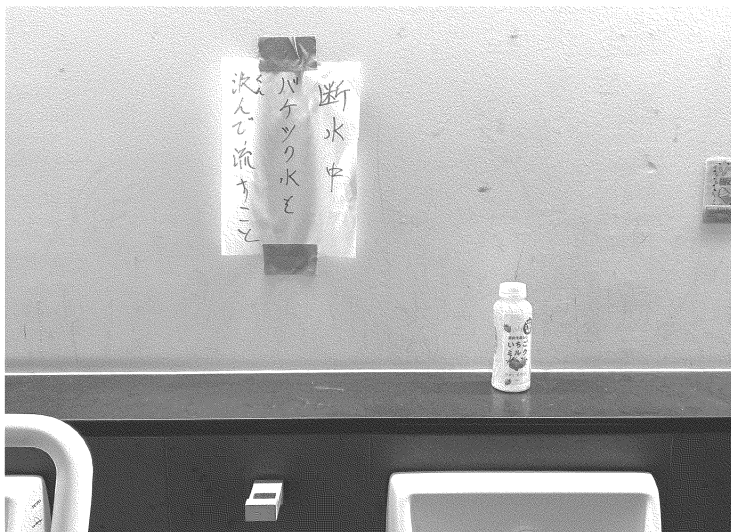


令和6年能登半島地震派遣職員記録写真（2／4）

④



⑤



⑥



令和6年能登半島地震派遣職員記録写真（3／4）

⑦



⑧



⑨



令和6年能登半島地震派遣職員記録写真（4／4）

⑩



防衛省PFI船舶「はくおう」船内の写真

①



②



質 疑 応 答

- Q1 被災地に派遣される職員にもかなり負担があるが、珠洲市への派遣職員のメンタルヘルスの対策等を行ったのか。
- A1 メンタルヘルスに特化した対策等を行っていない。派遣後は現地での活動状況等を確認しており、メンタルヘルスに関する問題はなかったと認識している。
- Q2 防災士との連携はどうなっているか。
- A2 広報紙で地域防災リーダーの育成事業の周知を行った。防災士の資格を取得された人で、地域のために活動される人の募集を行っている。今後も引き続き、出前講座等で育成事業の周知を行い、地域防災リーダーなど、共助の部分強化していきたい。（今年度から防災士の資格を得ようとする方への補助制度を開始）
- Q3 モバイルバッテリーやモバイルWi-Fiの職員への貸与はどのように考えているか。
- A3 応援派遣にかかわらず、モバイルバッテリー等は必要になってくると思われるので、職員への貸与を検討していきたい。
- Q4 家屋被害調査のデジタルツールは準備できているのか。
- A4 現在のところ、デジタルツールの準備はできていない。県が能登半島地震を教訓にデジタルツールに関する説明会を開催する予定であり、その内容も確認した上で、今後、検討していきたい。
- Q5 応援の受入れ体制の準備はできているのか。
- A5 地域防災計画に応援の受入れ体制のことは触れているが、具体的なところは、今後、関係団体等と調整していく必要がある。
- Q6 指定避難所に災害時に通信可能な通信設備は整備できているのか。
- A6 全ての避難所ではないが、市民体育館等の特設の電話を設けられるようにしている。
- Q7 避難所の中で、小中学校の体育館の冷暖房設備はどうなっているか。
- A7 小中学校の体育館には、スポットバズーカはあるが、エアコンは整備されていない。防災機能も発揮してもらいたいため、防災機能設備の強化について、調整、検討していきたい。

総務文教常任委員会

令和6年6月21日（金）

1 付託事件

議第29号 相生市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 相生市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 相生市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議第32号 令和6年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
15 民生費	5 社会福祉費	91 臨時特別支援費 (ただし、定額減税補 足給付事業のみ)

請願第2号 少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

2 所管事項

(1) 企画総務部

ア 安全・安心のまち住民大会について

(2) 財務部

ア 市町村財政比較分析表等について

イ 令和5年度入札状況について

ウ 令和6年度発注予定工事等について

(3) 教育委員会

ア 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について

イ 相生市文化会館について

3 その他

総 務 文 教 常 任 委 員 会

令和6年8月23日（金）

1 付託事件

（1）防災について（調査）

（2）公民館について（調査）

2 報告事項

（1）企画総務部

ア 公の施設の管理運営方針について（資料1）

イ あいおいSDGsパートナー制度について（資料2）

ウ 令和6年度市職員の採用計画等について（資料3）

エ 定額減税補足給付金（調整給付金）について

（2）教育委員会

ア 相生市立図書館指定管理者候補者の募集について（資料4）

イ 相生市立温水プール・西部市民プール指定管理者候補者の
募集について（資料5）

ウ スポーツフェスティバル2024“AI O I”について（資料6）

防災について（８／２３開催 委員会資料抜粋）

（１）避難所運営について

ア 避難所の開設

（ア）避難所の開設指示

原則として、市長（災害対策本部長）の指示により行う。

（イ）広域避難所 ２か所

（ウ）指定緊急避難場所及び指定避難所 ３８か所

（第一次避難所 ８か所、第二次避難所 ８か所）

（エ）指定福祉避難所 ２０か所

（オ）開設の担当者

市職員２名を管理要員として当該避難所へ派遣

※ 食料、水、その他必要なものは職員自らが準備・携行

（カ）市民への周知

防災行政無線、インターネット、あいおい防災ネット、相生市公式LINE、自治会連絡網等あらゆる手段を用いる。

併せて、３日分程度の食料、日用品等を携行することを周知する。

イ 避難所運営の基本的な流れ

（ア）避難所の開設準備

- a 避難所要員の避難所への急行
- b 施設の開錠
- c 施設の安全確認
- d 避難者受入れスペースの確認
- e 避難所開設可否の報告
- f 避難所開設準備（避難所運営用設備等の確認など）

（イ）避難所の開設

a 避難所の開設

避難所の管理、運営に必要な用品等を確保し、避難所を開設

（a）避難所出動時物品…避難所事務従事者用カバン、懐中電灯、ビブス、ゴミ袋など

（b）避難者用物品 …非常食（アルファ化米）、毛布、タオル

※ 第一次避難所にはすでに物品を備蓄済み

b 避難者の受入れ

（a）受付

避難者を受け入れるときは、避難者名簿（カード）に記入いただき、避難者の状況の把握に努める。

（b）避難スペースの割当て・誘導

避難者に対し、できる限り地域ごとにまとまるように誘導する。

※ 感染症流行時には、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた場所割りを実施する。

(c) 避難所ルールの周知

避難者に対し、最低限の施設利用上のルールを周知する。

(d) 生活必需品等の確認

食料・生活必需品の不足状況を確認する。

(e) 災害対策本部等への報告

避難所を開設したときは、避難所状況の第一報を速やかに災害対策本部等に報告し、状況が落ち着くまで、1時間おきを目安に開設状況、避難状況等を報告する。

人員や食料、生活必需品等の物資に不足がある場合は、併せて災害対策本部等に配付を要請する。

※ 状況に応じて、福祉避難所を開設する。

(ウ) 避難所の運営体制

a 短期的な避難所運営体制の準備・確立

台風、大雨等による災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合で、一時的（短期）に避難が終了すると想定される場合は、避難所要員は、施設管理者と連携を図るとともに、協力者を募り、避難所の運営体制を確立する。

b 長期的な避難所運営体制の確立

住居を失うなど、長期の避難が想定される場合には、避難所要員は、施設管理者、地域防災リーダー、自主防災組織、避難者と連携して、避難所が避難者にとって秩序が保たれた生活拠点として機能するよう、避難所の自主運営体制の推進を図る。

(エ) 避難所の運営

a 短期的な避難所運営

避難所要員は、施設管理者と協議を行い、避難所運営を推進するとともに、避難所の使用ルール（ゴミ置き場、喫煙場所等）を決め、周知徹底を図る。施設管理者、避難者と協力して、避難所内のレイアウト配置等を行う。

b 長期的な避難所運営

避難所要員、施設管理者、地域防災リーダー、各グループリーダーからなる運営委員会を立ち上げ、会議を開催し、災害対策本部等との連絡調整事項、避難所の利用方針、施設内のレイアウト、休憩所、ペット飼育場、生活規則の取り決めなど、避難所運営に関する事項を検討し、決定する。

c 被災者への対応

避難所を地域における被災者対応拠点として位置付けて活用し、施設

管理者、避難者、その他関係機関と連携して、次の活動を実施する。

- (a) 情報収集・伝達
- (b) 食料、生活必需品供給
- (c) 給水活動
- (d) 保健衛生活動
- (e) 救護活動
- (f) その他の活動（防火・防犯、各種生活相談等）

d 要配慮者の支援

可能な限り早い段階において、避難者及び在宅被災者の中の要配慮者の個別の状況（健康状態、障害の状況、年齢その他必要な事項）を把握するとともに、必要な支援に努める。

e 運営状況の報告及び運営記録の作成

避難所要員は、避難所における避難者、要配慮者、要給食者等の状況を災害対策本部等に報告する。

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に2回（正午及び午後5時）、現況を災害対策本部等へ報告する。また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

ウ 避難所の閉鎖

(ア) 避難所の統合、閉鎖の判断

災害対策本部等は、避難所要員の報告事項、市内の被害状況、施設復旧状況、避難者の状況等を把握し、避難所の統合、閉鎖について判断する。

(イ) 残留避難者の受入れ先の確保

避難所の閉鎖を判断したときで、残留避難者が発生することが予想される場合、移送先として他の避難所、応急仮設住宅等を確保する。

(ウ) 避難所の閉鎖の周知

災害対策本部等から閉鎖の指示があったときは、避難所の閉鎖の旨を避難者に伝え、速やかに帰宅又は他の避難所、応急仮設住宅等への移動を周知する。

(エ) 避難所運営組織の解散

避難所運営組織が設置されているときは、組織を解散する。

避難所閉鎖についての避難者との合意形成を行い、適切な残務整理を進める。

(オ) 避難所の閉鎖

施設管理者、避難者と協力して、後片付けを行い、避難所を閉鎖する。

エ 主な備蓄物資等

(ア) 指定一般避難所（３８か所）

発電機 各１台、リヤカー 各１台

(イ) 第一次避難所（３８か所のうち８か所）

発電機 各１台、リヤカー 各１台、アルファ化米 各１０～５０食分、
毛布 各５～２５枚、タオル 各５～２５枚

(ウ) 各小学校の防災備蓄倉庫（コミュニティ防災拠点）（３８か所のうち７か所）

発電機 各１台、投光器 各１～３台、懐中電灯 各５個、リヤカー
各１台、アルファ化米 各２００食分、乾パン 各０～９６食、ミルク
ビスケット 各０～９６食、２ℓペットボトル 各０～９６本、１．５ℓ
ペットボトル 各０～７２本、５００ｍℓペットボトル 各１９２～
２４０本、毛布 各１００枚、タオル 各１００枚、簡易トイレ 各
１２基、簡易トイレ（トイレ用テント及び補助手すり付き） 各３基、
プライベートテント 各２張

(エ) 防災備蓄倉庫等（市役所）

発電機 ７台、投光器 １１台、懐中電灯 ３０個、ヘッドライト
１５個、アルファ化米 ９００食、乾パン １１９食、ミルクビスケッ
ト ６２４食、備蓄用パン １００食、備蓄用おにぎり ５０食、そう
めん １，３００食、ゼリー飲料 １６０食、液体ミルク ９６本、
１．５ℓペットボトル １４４本、５００ｍℓペットボトル ２０３本、
給水袋 １，０００枚、毛布 ７１０枚、タオル 約５００枚、簡易
トイレ ４４基、簡易トイレ（トイレ用テント及び補助手すり付き）
１８基、携帯トイレ 約３５０回分、段ボールベッド １０個、生理
用品 ３，３６０枚、小児用おむつ ５１２枚、大人用おむつ ２４０
枚

(オ) 飲料水兼用耐震貯水槽（中央公園駐車場、消防団第５分団車庫）

飲料水 各３０ｔ

質 疑 応 答

Q1 避難所要員が割り振られた避難所に行けない場合は。

A1 担当部署に代替人員の確保をお願いする。

Q2 協定を締結した福祉避難所に関する事前調整は。

A2 現状、具体的な調整はできていないため、今後、締結先と具体的な協議を進めていきたい。

Q3 避難所要員のローテーションについて、どのように考えているのか。

A3 12時間を1つの目安として、交替を行うこととしており、できるだけ職員の負担を考慮しながら、対応していきたい。

Q4 マンホールトイレの準備をしているか。

A4 現在のところ、マンホールトイレの設置は予定していないので、携帯トイレや簡易トイレの充実に努めたい。

Q5 今回の南海トラフ臨時情報による流通への影響をどのように分析したか。

A5 今回の南海トラフ臨時情報巨大地震注意は、日頃からの地震への備えを呼びかけるものであったため、米や水の品不足が生じたことは想定外であった。今後の備蓄体制については、今回の教訓をもとに対応を考えていきたい。

Q6 西播磨水道企業団の配水池の活用について、どのように考えているのか。

A6 西播磨水道企業団と協議し、活用できる場合には活用する方向で検討していきたい。

Q7 発電機の燃料確保の協定先と点検はどうなっているのか。

A7 相生石油組合と兵庫県石油商業組合と協定を結んでおり、優先的な燃料供給を受けることになっている。発電機は6月から7月にかけて点検を行い、不備があったものには、修繕を行った。

Q8 ペット避難所の確保、公表について、どのように考えているのか。

A8 国が指針を示しているので、受入れ可能な施設の確保と公表を検討していきたい。

Q9 災害用井戸の確保について、現在、どのような状況か。

A9 水質等の要件を精査しているところで、現在のところ、災害用井戸は確保していない。

総務文教常任委員会

令和6年9月6日（金）

1 付託事件

議第35号 相生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 令和6年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
10 総務費	5 総務管理費	5 一般管理費
		25 会計管理費
50 教育費	全 般	
99 予備費	全 般	

第2条 債務負担行為

請願第3号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について

2 所管事項

(1) 企画総務部

- ア 令和6年度コスモストーク実施結果について
- イ 第6次相生市総合計画の改定及び第3次相生市地域創生総合戦略の策定について
- ウ 株式会社あいおいアクアポリスの経営状況について

(2) 教育委員会

- ア 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について
- イ 令和6年度学力調査結果について
- ウ いじめの重大事態に関する再発防止の取組みについて

3 その他

総 務 文 教 常 任 委 員 会

令和6年11月22日（金）

1 付託事件

（1）防災について（調査）

（2）社会教育について（調査）

2 報告事項

（1）企画総務部

ア 行政評価について（資料1）

イ 令和6年度市職員の採用計画等について（資料2）

ウ 定額減税補足給付金（調整給付金）について

（2）財務部

ア 市に対する損害賠償請求事件について

（3）教育委員会

ア 令和7年二十歳のつどいについて

防災について（１１／２２開催 委員会資料抜粋）

（１）災害リスクに応じた住民への対応について

ア 自主防災組織が行った防災訓練

年度	実施件数	参加者数
令和４年度	４件	２５９人
令和５年度	８件	５６６人
令和６年度	３件	２９３人

※令和６年度は、１０月３１日現在

※全自治会のうち自主防災組織の組織率：１００％（５５組織）

<災害リスクに応じた防災訓練>

防災講話、避難訓練、マイ避難カードの作成、地震想定訓練、ハザードマップによる避難行動の確認、図上訓練など

イ まちかど出前講座（住民の防災）

年度	実施件数	参加者数
令和４年度	５件	１３５人
令和５年度	８件	１３３人
令和６年度	７件	２２９人

※令和６年度は、１０月３１日現在

<災害リスクに応じた内容>

地震・津波災害時の避難行動（講話）、津波一時避難所への避難訓練、防災情報・ハザードマップの活用方法（講話）、マイ避難カードの作成（指導）、津波対応紙芝居（児童対象）など

（２）備蓄体制等の整備について

ア 基本方針

- （ア）災害発生から３日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じることとする。
- （イ）市民が各家庭や職場で、平時から最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発することとする。
- （ウ）市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における本市の最大避難者数を基準に、コミュニティ等の単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。
- （エ）災害対策要員の必要分として、常時３日分の備蓄に努めることとする。

(オ) 災害対策要員の食料等は公費での確保を前提におきつつ、災害状況によっては必要量が確保できないことも想定し、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に照らし合わせ、全庁的な取り組みを呼びかけ、職員自らの判断により職員備蓄を促すこととする。

イ 給与対象者数

災害発生直後に必要となる最低限度の物資等の確保対策を講じる上での給与対象者数を次のとおり想定している。

(ア) 地震被害想定における最大避難者数

想定地震	発災時刻	避難者数(当日)
南海トラフ地震	夏 12 時	1, 355 人

(イ) 災害対策要員

配備体制	配備内容	職員数(最大)
第3号配備体制	所属人員全員	241 人

※令和6年4月1日現在

ウ 算定基礎となる年代等

給与対象者 1, 355 人に配分する食料や生活必需物資の備蓄目標は、年代や性別等を考慮し、算定することとする。

区分	人数	割合	対象者数	備考
3 歳～74 歳	21,099 人	76.6%	1,038 人	アルファ化米、パン、乾パン、ミルクビスケット
1 歳、2 歳、75 歳以上	6,341 人	23.0%	312 人	アルファ化米(粥)
0 歳	111 人	0.4%	6 人	液体ミルク、哺乳瓶
0 歳～3 歳	608 人	2.2%	30 人	紙おむつ
要介護3以上	608 人	2.2%	30 人	紙おむつ
12 歳～50 歳女性	4,932 人	17.9%	243 人	生理用品
人口	27,551 人	—	—	

※令和5年10月現在人口による。

※要介護3以上の人数は、相生市地域防災計画(令和6年3月版)による。

※対象者数は、給与対象者数にそれぞれの割合を乗じて端数を切り上げているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

エ 食料の備蓄（避難者用）

次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとする。

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域又は 小中学校区レベル	1人3日分※ (現物備蓄) →	被災者の1日分相当 量(現物備蓄) ↓	
市域レベル		被災者の1日分相当 量(現物又は流通 在庫備蓄)	↓
広域レベル			被災者の1日分相当 量(現物又は流通 在庫備蓄)
合計	3日分※	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えを目指す。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

オ 飲料水等の備蓄（避難者用）

飲料水等の備蓄については、断水時に飲料水を提供できるペットボトルの飲料水と、飲料水兼用耐震貯水槽からの飲料水提供を可能とするための給水袋が考えられる。なお、ペットボトルの飲料水については、備蓄場所の課題があり、現実的な数量確保を目指す。

また、西播磨水道企業団と連携・協力して、水源地又は配水池からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備を検討する。

※備考

飲用以外のトイレ洗浄や掃除等（鉄分が少ない場合には洗濯にも利用）に用いる生活用水として、防災用井戸の導入を検討する。

カ 生活必需物資の備蓄（避難者用）

過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

キ 衛生物資の備蓄（避難者用）

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

ク 職員用備蓄

職員用の食料、飲料水等を避難者用とは別に確保する。

公費での確保を前提におきつつ、実情に応じて職員による持込み等も検討する。

ケ 災害対策要員用及び避難所運営用資材等
 あらかじめ、調達・確保することが望ましい災害対策要員用及び避難所運営用資材等の備蓄に努めることとする。

コ 保存期限（賞味期限）間近の備蓄物資の提供について
 備蓄物資の計画的な入替えに当たっては、保存期限（賞味期限）間近のものを防災関係事業へ活用し、市民の防災意識向上に役立てることとする。
 また、食品ロス削減及び社会福祉施設支援等の観点から有効に活用することとする。

サ 災害時応援協定の締結について
 平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な供給が行えるように努めるものとする。

※災害時応援協定締結状況（備蓄体制関係）（令和6年10月31日現在）

名称	内容	締結相手方	締結年月日 (当初)
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	資機材及び物資のあっせん又は提供など	西播磨地域4市6町	H8. 4. 1
義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	食糧、飲料水、生活必需品、資器材、医薬品等の提供など	22 市区	H8. 4. 1
兵庫県水道災害相互応援協定に関する協定	応急給水作業など	兵庫県、県内市町、各水道企業団等	H10. 3. 16
緊急時における生活物資確保に関する協定	生活物資の確保及び供給など	生活協同組合コープこうべ	H10. 6. 30
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	資機材、物資及び施設のあっせん又は提供など	兵庫県、県内市町	H18. 11. 1
災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	生活物資の提供など	マックスバリュ西日本株式会社	H18. 12. 20
災害対策用支援機材に関する協定	緊急炊き出し用機材の貸出しなど	ハリマホームガス株式会社	H20. 4. 21
災害時における応急救助活動の協力に関する協定	避難所での冷暖房、要配慮者等にトイレの供給など	兵庫県自動車整備振興会西播西支部(相生ブロック)	H20. 10. 31
災害時における物資供給に関する協定	段ボール製品、段ボール製簡易ベッドの供給など	セツカートン株式会社	H24. 4. 26
播磨広域防災連携協定	資機材及び物資のあっせん又は提供	播磨地域12市9町	H24. 5. 29
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	LPガス等の供給など	(一社)兵庫県LPガス協会西播西支部相生地区会	H26. 3. 25

名称	内容	締結相手方	締結年月日 (当初)
災害時相互支援協定	食糧、飲料水、生活必需品及びその提供に必要な資機材の提供など	高知県須崎市	H26. 5. 24
災害時における燃料供給等に関する協定	ガソリン、軽油、灯油、A重油等の優先供給など	相生石油組合	H31. 3. 28
災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	生活物資の提供など	株式会社カワベ	H31. 3. 28
非常時における飲料供給に関する覚書	非常時飲料供給機能付き自動販売機の設置	ヤスダ産業株式会社	R2. 4. 1
非常時における飲料供給に関する覚書	非常時飲料供給機能付き自動販売機の設置	ダイドードリンコ株式会社	R4. 4. 1
災害時における非常用備品の支援等に関する協定	テント等の支援	株式会社西播テント工業	R5. 9. 20
災害時における支援協力に関する協定	避難所における炊き出し、暖房に使用する石油類燃料の優先供給など	兵庫県石油商業組合	R6. 2. 14

シ 流通在庫備蓄について

備蓄場所に課題があることから、現物備蓄以外に企業等との協定の締結及びそれに基づく流通在庫備蓄の活用を図ることとする。

ス 各家庭での備蓄の啓発

まちかど出前講座や防災関連行事等を通じ、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備について普及啓発を図るものとする。

セ 備蓄倉庫の整備

本市では、市役所敷地内に防災備蓄倉庫を設置している。

また、避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点である各小学校には分散備蓄倉庫を設置している。

今後も、備蓄場所の確保、災害時には備蓄物資の輸送が困難になる可能性がある、という観点から、既存の公共施設や民間施設等の活用を基本として、一般避難所及び福祉避難所の設置場所を考慮した、きめ細かな単位での分散備蓄倉庫の整備に努めることとする。なお、整備に当たっては、各種災害リスクを考慮し、選定する。

ソ 相生市備蓄目標計画の策定

相生市地域防災計画においては、災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、地震被害想定等に基づく必要量に応じて、食糧その他生活必需品等の備蓄を進めるとともに、生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進めるほか、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する方針を定めている。

そこで、令和6年中に相生市備蓄目標計画を策定し、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、過去の災害等を踏まえ、災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める予定である。

【参考】各倉庫ごとの主な備蓄物資一覧（令和6年10月31日現在）（はじめ）

品目	防災備蓄倉庫	その他市施設等	コミュニティ防災拠点(分散備蓄倉庫)						
			相生小学校	那波小学校	双葉小学校	若狭野小学校	矢野小学校	青葉台小学校	中央小学校
(延床面積)	165.0	—	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3
アルファ化米	710	0	200	200	200	200	200	200	200
アルファ化米(粥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おにぎり	150	0	0	0	0	0	0	0	0
ゼリー飲料	130	0	0	0	0	0	0	0	0
パン	300	0	0	0	0	0	0	0	0
乾パン	23	0	0	96	96	96	72	96	0
ビスケット	552	0	96	0	0	0	24	0	96
液体ミルク	96	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル(500mℓ)	203	0	240	192	216	0	0	200	192
ペットボトル(1.5ℓ)	144	0	0	0	0	72	72	0	0
ペットボトル(2ℓ)	0	0	84	96	0	0	0	96	96
給水袋(6ℓ)	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
毛布(真空パック)	205	0	0	0	0	0	0	0	0
毛布(その他)	100	0	100	100	100	100	100	100	100
タオル	405	0	100	100	100	100	100	100	100
哺乳瓶(240mℓ)	20	0	0	0	0	0	0	0	0
トイレットペーパー	120	0	108	108	48	96	48	60	60
生理用品(昼用)	3,360	0	0	0	0	0	0	0	0
乳児用等紙おむつ	512	0	0	0	0	0	0	0	0
大人用紙おむつ	240	0	0	0	0	0	0	0	0
携帯トイレ	350	0	0	0	0	0	0	0	0
土のう袋	6,400	0	400	400	400	400	400	400	400
仮設トイレ	0	10	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ	47	15	14	14	14	14	14	9	14
ブルーシート	54	0	5	5	5	5	4	4	5
小型エンジン発動機	1	23	1	1	1	1	1	1	1
ポータブル蓄電池	5	0	0	0	0	0	0	0	0
懐中電灯(電池式)	29	1	5	5	5	5	5	5	5
ハンドランプ	17	0	0	0	0	0	0	0	0
ハンディライト	19	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘッドランプ	15	0	0	0	0	0	0	0	0
手指消毒剤(5ℓ)	20	0	0	0	0	0	0	0	0
マスク	164,184	0	0	0	0	0	0	0	0
N95 マスク(弁あり)	2,300	0	0	0	0	0	0	0	0
N95 マスク(弁なし)	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0
布マスク	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0
液体せっけん(250mℓ)	34	0	0	0	0	0	0	0	0
ペーパータオル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抗菌消臭剤(250mℓ)	17	0	0	0	0	0	0	0	0

※防災備蓄倉庫の延床面積には、水防倉庫分を含む。

【参考】各倉庫ごとの主な備蓄物資一覧（令和6年10月31日現在）（つづき1）

品目	第一次避難所								合計
	相生公民館	市民体育館	東部公民館	陸公民館	生きた交流センター	こども学習センター	若狭多目的研修センター	ふるさと交流館	
（延床面積）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アルファ化米	50	20	20	20	20	20	20	20	2,300
アルファ化米(粥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おにぎり	0	0	0	0	0	0	0	0	150
ゼリー飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	130
パン	0	0	0	0	0	0	0	0	300
乾パン	0	0	0	0	0	0	0	0	479
ビスケット	0	0	0	0	0	0	0	0	768
液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	96
ペットボトル(500 mℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,243
ペットボトル(1.5ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	288
ペットボトル(2ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	372
給水袋(6ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
毛布(真空パック)	25	10	10	10	10	10	10	10	300
毛布(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0	800
タオル	25	10	10	10	10	10	10	10	1,200
哺乳瓶(240 mℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	20
トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	648
生理用品(昼用)	0	0	0	0	0	0	0	0	3,360
乳児用等紙おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	512
大人用紙おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	240
携帯トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	350
土のう袋	0	0	0	0	0	0	0	0	9,200
仮設トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	10
簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	155
ブルーシート	0	0	0	0	0	0	0	0	87
小型エンジン発動機	1	1	1	1	1	1	1	1	39
ポータブル蓄電池	0	0	0	0	0	0	0	0	5
懐中電灯(電池式)	0	0	0	0	0	0	0	0	65
ハンドランプ	0	0	0	0	0	0	0	0	17
ハンディライト	0	0	0	0	0	0	0	0	19
ヘッドランプ	0	0	0	0	0	0	0	0	15
手指消毒剤(5ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	20
マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	164,184
N95 マスク(弁あり)	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300
N95 マスク(弁なし)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500
布マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000
液体せっけん(250 mℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	34
ペーパータオル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抗菌消臭剤(250 mℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	17

【参考】各倉庫ごとの主な備蓄物資一覧（令和6年10月31日現在）（つづき2）

品目	防災備蓄倉庫	その他市施設等	コミュニティ防災拠点(分散備蓄倉庫)						
			相生小学校	那波小学校	双葉小学校	若狭野小学校	矢野小学校	青葉台小学校	中央小学校
テント	0	30	0	0	0	0	0	0	0
ワンタッチテント	1	0	0	0	0	0	0	0	0
投光器	15	0	3	3	3	2	1	1	1
充電式ランタン	31	0	0	0	0	0	0	0	0
電話機	10	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易無線機	0	39	0	0	0	0	0	0	0
発電機用携行缶(100)	38	0	0	0	0	0	0	0	0
発電機用携行缶(200)	0	0	1	1	1	1	1	1	1
コードリール	6	0	4	2	2	2	2	2	4
トン袋	85	0	0	0	0	0	0	0	0
防災ルームスリッパ	50	0	0	0	0	0	0	0	0
ハンドマイク	7	0	1	1	1	1	1	1	1
雨具	40	0	0	0	0	0	0	0	0
長靴	50	0	0	0	0	0	0	0	0
なべ	0	10	0	0	0	0	0	0	0
やかん	0	10	0	0	0	0	0	0	0
炊き出し用釜	0	5	0	0	0	0	0	0	0
移動式釜	0	0	1	1	1	1	1	1	1
卓上コンロ	10	0	0	0	0	0	0	0	0
スロープ	1	0	0	0	0	0	0	0	0
非接触型体温計	12	0	0	0	0	0	0	0	0
使い捨て手袋	12,800	0	0	0	0	0	0	0	0
ガウン	297	0	0	0	0	0	0	0	0
フェイスガード	62	0	0	0	0	0	0	0	0
間仕切り	10	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベートテント	22	10	2	2	2	2	2	2	2
段ボールベッド	10	0	0	0	0	0	0	0	0
空気清浄機	5	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴーグル	80	0	0	0	0	0	0	0	0
担架	0	0	1	1	1	1	1	1	1
リヤカー	0	23	1	1	1	1	1	1	1

【参考】各倉庫ごとの主な備蓄物資一覧（令和6年10月31日現在）（おわり）

品目	第一次避難所								合計
	相生公民館	市民体育館	東部公民館	陸公民館	生きがい交流センター	こども学習センター	若狭多目的研修センター	ふるさと交流館	
テント	0	0	0	0	0	0	0	0	30
ワンタッチテント	0	0	0	0	0	0	0	0	1
投光器	0	0	0	0	0	0	0	0	29
充電式ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	31
電話機	0	0	0	0	0	0	0	0	10
簡易無線機	0	0	0	0	0	0	0	0	39
発電機用携行缶(100)	0	0	0	0	0	0	0	0	38
発電機用携行缶(200)	0	0	0	0	0	0	0	0	7
コードリール	0	0	0	0	0	0	0	0	24
トン袋	0	0	0	0	0	0	0	0	85
防災ルームスリッパ	0	0	0	0	0	0	0	0	50
ハンドマイク	0	0	0	0	0	0	0	0	14
雨具	0	0	0	0	0	0	0	0	40
長靴	0	0	0	0	0	0	0	0	50
なべ	0	0	0	0	0	0	0	0	10
やかん	0	0	0	0	0	0	0	0	10
炊き出し用釜	0	0	0	0	0	0	0	0	5
移動式釜	0	0	0	0	0	0	0	0	7
卓上コンロ	0	0	0	0	0	0	0	0	10
スロープ	0	0	0	0	0	0	0	0	1
非接触型体温計	0	0	0	0	0	0	0	0	12
使い捨て手袋	0	0	0	0	0	0	0	0	12,800
ガウン	0	0	0	0	0	0	0	0	297
フェイスガード	0	0	0	0	0	0	0	0	62
間仕切り	0	0	0	0	0	0	0	0	10
プライベートテント	0	0	0	0	0	0	0	0	46
段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	10
空気清浄機	0	0	0	0	0	0	0	0	5
ゴーグル	0	0	0	0	0	0	0	0	80
担架	0	0	0	0	0	0	0	0	7
リヤカー	1	1	1	1	1	1	1	1	38

質 疑 応 答

Q1 新たに防災訓練を実施した自主防災組織はあるか。

A1 令和5年度と同じ組織が実施している。引き続き、まちかど出前講座や防災イベント等の機会を捉えて啓発していきたい。

Q2 各家庭の備蓄状況はどのようになっているのか。

A2 まちかど出前講座等で啓発した際に確認する限りでは、多くの世帯が備蓄をしていると認識している。

Q3 大規模な災害が発生した場合、流通在庫備蓄が届かない事態が考えられるが、どのように考えているのか。

A3 流通在庫備蓄については、物資が届かない懸念があることも踏まえた上で、備蓄方法の1つとして活用し、備蓄体制を整えていきたい。

Q4 何年かに1回は、市挙げて総合防災訓練を実施する必要があると考えるが、どのように考えているのか。

A4 自主防災組織による防災訓練や、まちかど出前講座等で市民への啓発に取り組んでいるが、今後、総合防災訓練も含めて、あらゆる形で防災意識の高揚を図っていきたい。

総務文教常任委員会

令和6年12月6日（金）

1 付託事件

議第44号 相生市立図書館の指定管理者の指定について

議第45号 相生市立温水プール及び相生市立市民プールの指定管理者の指定について

議第46号 相生市いじめ防止対策検証委員会条例の制定について

議第47号 令和6年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
10 総務費	5 総務管理費	全 般
	10 徴税費	全 般
	20 選挙費	全 般
50 教育費	全 般	

第2条 債務負担行為の補正

2 所管事項

(1) 企画総務部

- ア 相生市もっともっと活力上昇計画アクションプログラムについて
- イ 第6次相生市総合計画等の改定について
- ウ 相生市パートナーシップ制度について
- エ 消防団年末警戒について
- オ 消防出初式について
- カ 防災講演会について

(2) 教育委員会

- ア 市立幼稚園の休園について
- イ 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について
- ウ 相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）について
- エ 万博への参加方法について

オ 「授業を行わない日」及び「幼稚園の休業日」の試行実施について
力 相生市文化会館について

3 その他

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和6年5月30日（木）

1 付託事件

- （１）地域公共交通について（調査）
- （２）一般廃棄物等の処理について（調査）

2 報告事項

- （１）市民生活部
 - ア 相生ペーロン祭について
 - イ フードバンク事業について（資料１）
- （２）健康福祉部
 - ア 令和５年度出産祝金・出産子育て応援給付金・子育て応援券の支給状況について（資料２）
 - イ 令和５年度看護師国家試験合格状況について（資料３）
 - ウ 令和６年度看護専門学校入学者の状況について（資料３）
- （３）建設農林部
 - ア リフレッシュ瀬戸内について

一般廃棄物等の処理について（５／３０開催 委員会資料抜粋）

（１）資源ごみ総合回収拠点について

資源ごみ総合回収拠点については、市役所敷地内に平成２４年１０月に設置し運用を始め、令和５年３月に市民体育館駐車場内へ移設したものであり、令和６年４月１日からは、運用時間を一部変更し、市民の皆様に利用いただいている。

（２）資源ごみ総合回収拠点回収量について

（単位：t）

区 分	令和５年度	令和４年度	令和３年度
紙 類 （段ボール、雑紙、雑誌、新聞、紙パック）	139	182	180
びん類 （無色、茶色、その他）	66	72	41
金属類 （飲料缶、その他金属）	25	29	20
プラスチック類 （ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ）	2	3	3
その他 （廃油、電池、蛍光灯）	5	6	6
計	237	292	250

（３）相生地域エネルギーセンター事業について

ア 野瀬地区説明会の実施について

- （ア）開催日時 令和６年３月１０日（日）午後７時
- （イ）出席者 野瀬地区新自治会役員及び旧役員住民１４名
相生市環境課職員３名、㈱エックス都市研究所１名
- （ウ）報告事項 令和４年９月から令和５年８月までの１年間調査した生活環境影響調査及び予測結果について、基準値を満たすものである旨を報告した。

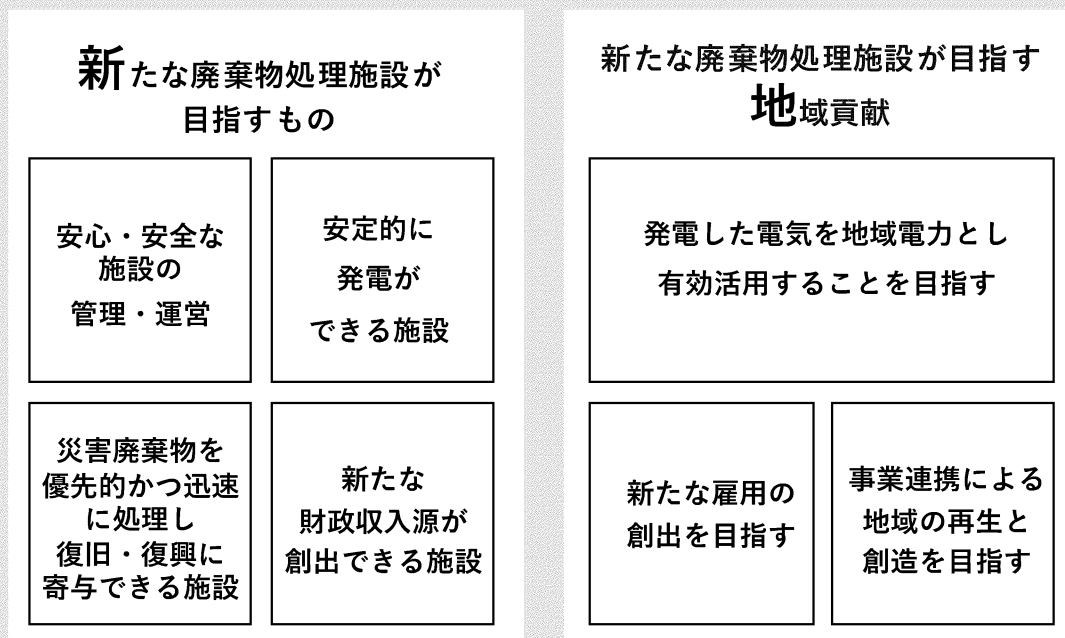
(エ) 野瀬地区説明会における主な質疑について

	質 疑	回 答
1	全ての調査項目について、詳細なデータを公表して欲しい。	詳細なデータについて告知縦覧を行う。
2	施設は排水を出さない仕組みであり、汚水は炉内で噴霧し、蒸発させ処理するとあるが、蒸気に悪性物質が入り、外へ出るといったことは無いのか。	高性能の排ガス処理設備（バグフィルタに加え触媒脱硝塔）を導入することとしている。
3	騒音、振動について、野瀬地区はすり鉢状となっており、音が響きやすいので心配している。	法規制値をクリアできる施設整備を行う。
4	工事中の騒音・振動はどうなっているのか。	現地に法基準を超えそうになった場合に検知し、知らせるための警報器を設置することを考えており、警報が出た際は、工事を一旦止め、操業を見直す考えである。

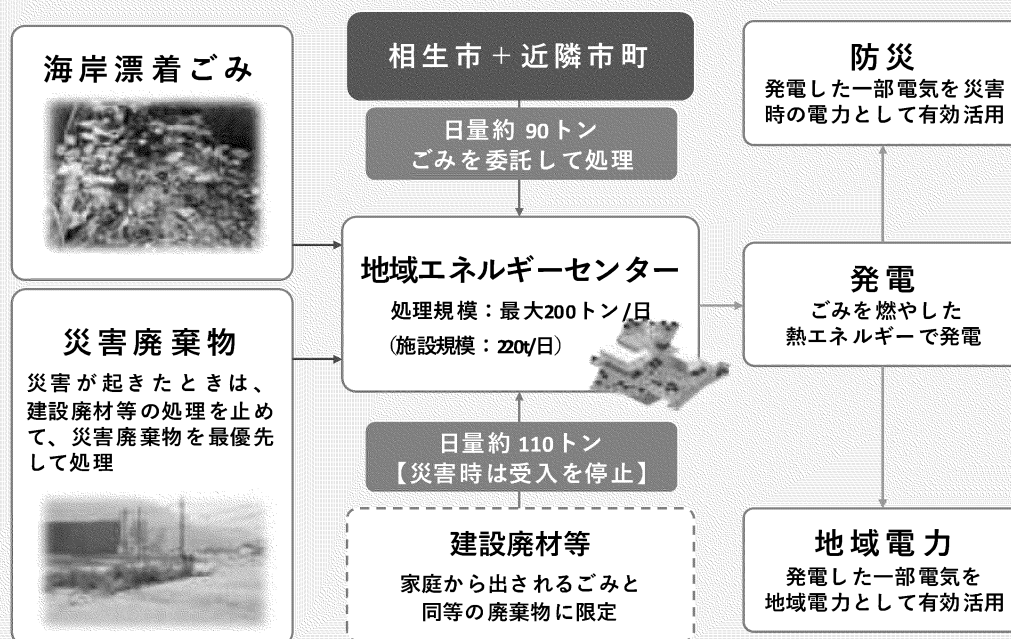
イ 他市町からの視察状況について

	年 月 日	市 町
1	令和 3. 10. 8	徳島県三好市
2	令和 4. 5. 13	大阪府忠岡町
3	令和 4. 10. 31	熊本県上益城広域連合
4	令和 5. 1. 18	三重県伊賀市、名張市、伊賀南部環境衛生組合
5	令和 5. 5. 1	愛知県碧南市
6	令和 5. 11. 9	京都府船井郡
7	令和 5. 11. 28	福島県田村市
8	令和 6. 4. 23	沖縄県宮古島市
9	令和 6. 4. 24	兵庫県三木市

1 新たな廃棄物処理施設が目指すもの



2 新たな廃棄物処理施設はどのような施設なのか？



3 新たな廃棄物処理施設の処理規模はどうして最大200トンなのか？

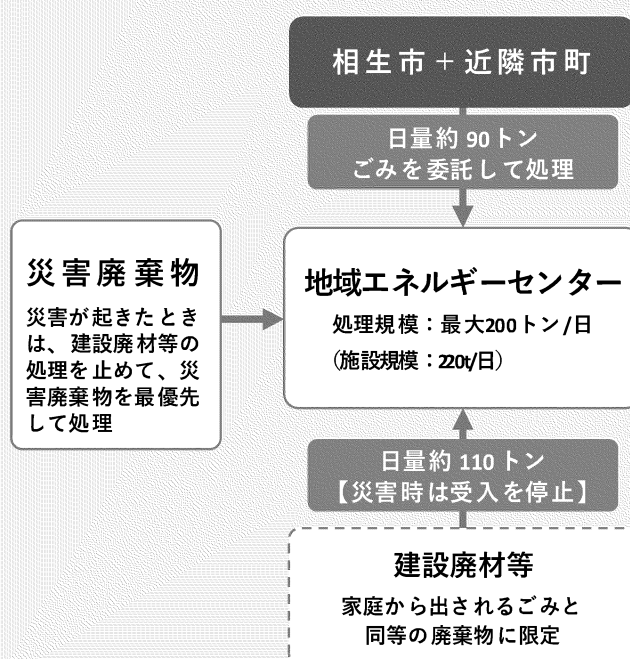


ごみを燃やした熱エネルギーで発電するには、最小の施設で70トン規模となりますが、この規模では施設を動かすために発電した電気の全てを使ってしまうこととなります。このため、発電した電力を地域電力として利活用するためには、施設の規模を200トン以上にすることが必要と考えています。

POINT

近年、夏や冬の季節に、電気の不足による「電力逼迫注意報」が出され、電気の使用制限を求められることが多々あります。これからの将来に向けて、電力に関する問題は、更に深刻になると想定されています。このため『地域の電力』を持つことが将来の大事な備えであると考えられます。

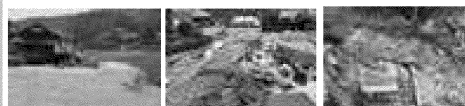
4 新たな廃棄物処理施設は災害廃棄物をどのように処理するのか？



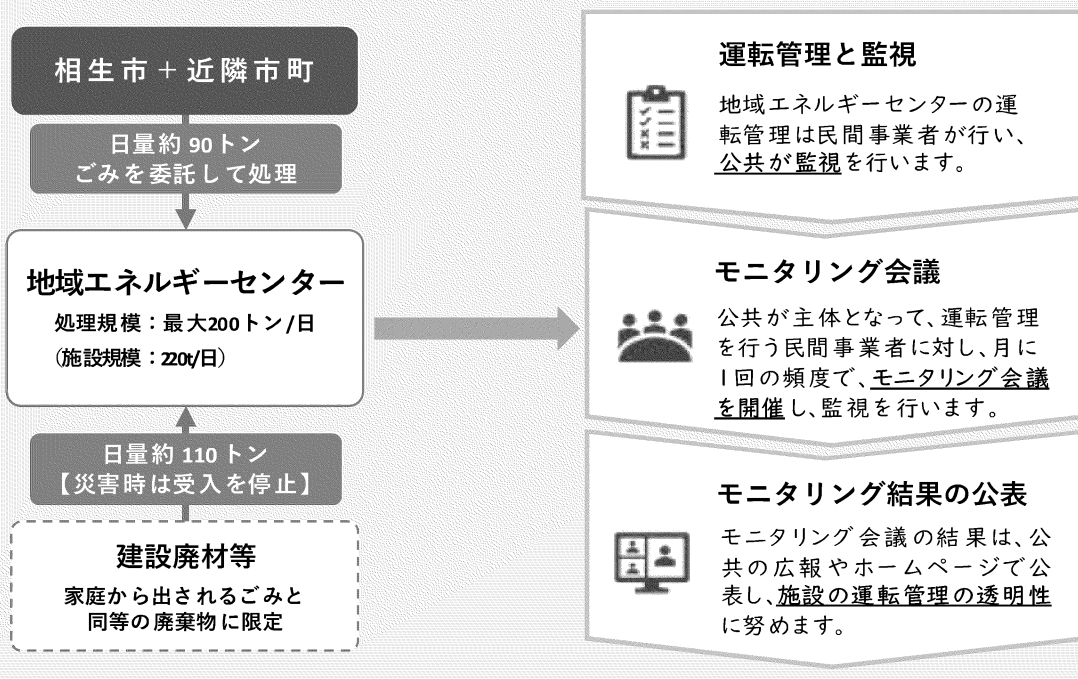
災害発生時の対応

発災後に出された災害廃棄物のうち可燃ごみ（燃えるごみ、可燃性粗大ごみ）を受け入れるために、平時に受け入れています、建設廃材等のうち、110トンの受け入れを停止し、災害廃棄物を優先して受け入れ、処理します。

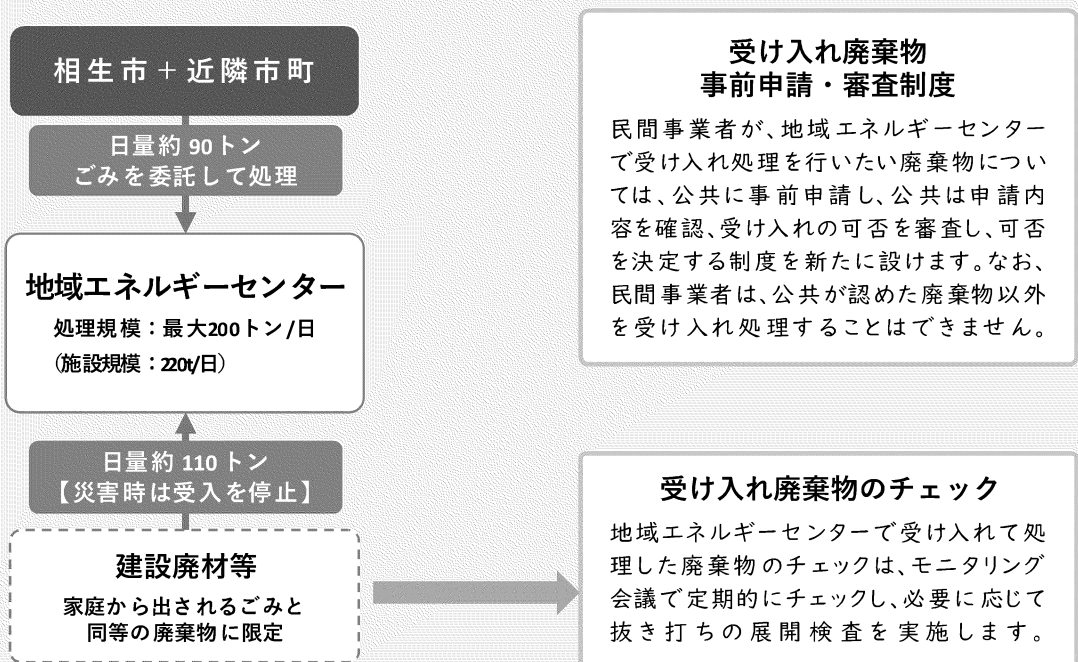
家庭から出されるごみや下水汚泥などは、平時と同じく受け入れを行い処理します。



5 新たな廃棄物処理施設をどうやって管理するのか？



6 受け入れる建設廃材等をどうやって監視するのか？



質 疑 応 答

Q1 資源ごみの回収量が減少しているのはなぜか。

A1 電子化により紙類の消費量が減少し、古紙も減少している。

Q2 それぞれの資源ごみは売却できているのか。

A2 それぞれ 1 kgあたり、10.3 円から 52.5 円で売却している。

Q3 地域エネルギーセンターのモニタリング会議のメンバー構成はどうなるのか。

A3 市、地元住民、民間事業者による構成で、有識者は考えていない。

Q4 生活環境影響調査は、地元住民は納得しているのか。

A4 法規制値をクリアできる設計段階での説明で、理解は得ている。

Q5 国道 250 号の道路幅が狭いが、県との協議は進んでいるのか。

A5 令和 11 年度の稼働には間に合うよう動いている。

Q6 国道 250 号の視距改良工事は、地元の理解は得ているのか。

A6 一定の理解は得ている。

Q7 建設予定地の敷地は十分足りているのか。

A7 問題のない広さである。

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和6年6月20日（木）

1 付託事件

議第32号 令和6年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
15 民 生 費	5 社 会 福 祉 費	91 臨時特別支援費 (ただし、低所得世帯 臨時支援給付金給付事 業のみ)

2 所管事項

(1) 市民生活部

ア こども医療費等助成状況について

イ 食品ロス持ち帰りボックス配布事業について

(2) 健康福祉部

ア 相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）について

(3) 建設農林部

ア 赤坂雨水幹線整備事業について

3 その他

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和6年8月22日（木）

1 付託事件

- （1）一般廃棄物等の処理について（調査）
- （2）子ども・子育て支援事業計画について（調査）

2 報告事項

- （1）市民生活部
 - ア 地域乗合タクシー（ふれあい号）事業について（資料1）
 - イ A I O I ドラゴンボートフェスティバル2024開催に伴う後方支援について
- （2）健康福祉部
 - ア 社会福祉法人相生市社会福祉事業団の経営状況について（資料2）
- （3）建設農林部
 - ア 国・県事業（建設関係）について（資料3）
 - イ 県事業（農林関係）について（資料4）
 - ウ 相生市立水産物市場指定管理者候補者の募集について（資料5）

一般廃棄物等の処理について（８／２２開催 委員会資料抜粋）

（１）ごみ処理の状況

（単位：t）

区 分		令和５年度	令和４年度	令和３年度
家庭系	可燃ごみ	4,030	4,176	4,311
	不燃ごみ	2	2	3
	粗大ごみ	527	508	546
	資源ごみ	631	699	771
	小計	5,190	5,385	5,631
事業系	可燃ごみ	3,262	3,033	2,979
	不燃ごみ	1	1	3
	粗大ごみ	192	178	205
	資源ごみ	1	1	1
	小計	3,456	3,213	3,188
公共系	可燃ごみ	243	189	154
	不燃ごみ	36	42	42
	粗大ごみ	68	120	135
	資源ごみ	193	239	233
	小計	540	590	564
総 処 理 量		9,186	9,188	9,383

（２）ごみ排出原単位の状況

区 分	令和５年度	令和４年度	令和３年度
人 口	27,244 人	27,759 人	28,237 人
総 排 出 量	9,186 t	9,188 t	9,383 t
ごみ焼却量	8,052 t	8,014 t	8,118 t
総排出量（１人１日当たり）	924 g	907 g	910 g

(3) 相生地域エネルギーセンターについて

現在、相生地域エネルギーセンター整備に向け、詳細な調査・検討を行っているところであるが、物価や建設資材費などが高騰し続けている状況にあり、相生地域エネルギーセンターの設計段階での建設費も高騰し続けている。

そのため、現在、公民連携協定を締結している大栄環境(株)、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)、(株)エックス都市研究所（以下「事業者」という。）においては建設費の抑制に努めているが、企業努力だけでは対応出来ない状態にあり、抜本的な建設費の抑制策を講じる必要がある。

そこで建設費の抑制を図り、事業を推進するため、施設規模やごみ焼却量などの変更は行わず、焼却炉の数の変更を行うこととする。

なお、焼却炉の数を変更することにより、竣工時期に変更がないこと、実施した環境影響調査について再調査の必要がないこと、施設稼働時の環境負荷物質量の増加が無いこと、及び本市のごみ処理について影響が無いことの確認は行っている。

ア 変更内容

	変更前（従前案）	変更後
焼却炉数	1 1 0 t 炉× 2 炉	2 2 0 t 炉× 1 炉

イ 1 炉にした場合のメリット、デメリット

メリット	デメリット
・施設整備費を抑制することが出来る。 ・施設で使用する燃料などの使用量が減り、維持管理費の抑制が出来る。 ・本市が支払うごみ処理委託料の軽減が図れる。 ・発電電力について、施設内での使用電力が減少し、その結果、地域電力としての活用分が増える。	・故障した場合、焼却が出来ない。 ただし、重大な故障でも、最長で14日間で復旧することが可能であり、ピット容量を大きくすることにより、ごみを貯留することで対処できる。 - その他、事業者が所有する他の施設で処理することも可能である。 - この場合、持ち出す際の費用については事業者による。

質 疑 応 答

- Q1 なぜ、2 炉を 1 炉に変更することにより、ごみ処理委託料を軽減することができるのか。
- A1 機器の数が減少することにより建設コストが削減され、それに伴い、ごみ処理委託料も減少することが見込まれる。
- Q2 焼却炉数を減らすことによって生じるスペースでピット容量を大きくする考えなのか。
- A2 ピット容量を深くすることなどで対応することを検討している。
- Q3 事業者が所有する他の施設へごみを持ち出すことになる場合、費用は事業者が負担する計画であるが、覚書等を交わす予定なのか。
- A3 本市と事業者において、ごみ処理委託契約を締結する際に、費用負担のことを明記する予定としている。
- Q4 民間委託を行った場合、社会情勢の変化の中で、民間主導によって、ごみ処理委託料の見直しを求められることも考えられるが、どう対処していくのか。
- A4 物価変動率や人件費、その他光熱水費など一定程度、変動した場合、協議の上、必要に応じて見直しを行うことができるよう、明記する予定としている。

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和6年9月5日（木）

1 付託事件

議第36号 相生市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 令和6年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
10 総 務 費	5 総 務 管 理 費	90 諸 費
15 民 生 費	全 般	

議第38号 令和6年度相生市介護保険特別会計補正予算

2 所管事項

(1) 市民生活部

ア ふれあいまつりの開催について

(2) 健康福祉部

ア 令和6年度の新型コロナウイルス感染症の定期接種について

3 その他

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和6年11月21日（木）

1 付託事件

- （1）一般廃棄物等の処理について（調査）
- （2）子ども・子育て支援事業計画について（調査）

2 報告事項

- （1）市民生活部
 - ア 国民健康保険及び後期高齢者医療保険における保険証の廃止について（資料1）
 - イ もみじまつりについて
 - ウ 地域乗合タクシー（ふれあい号）事業について（資料2）
- （2）健康福祉部
 - ア 第2次 あいのまち あいおい 健康プラン21の策定について（資料3）
- （3）建設農林部
 - ア 農林業祭について

一般廃棄物等の処理について（１１／２１開催 委員会資料抜粋）

（１）赤穂市の一般廃棄物の受入れ処理について

赤穂市の廃棄物処理施設については、平成６年度より稼働し、３０年経過しており、今後約１０年程度稼働させることを目的に、現在、大規模改修を行っているところである。

そこで赤穂市より、改修工事期間中、一部一般廃棄物についての処理依頼があり、本市の美化センター運転管理者を交えて協議を行った結果、以下の条件にて受け入れることとする。

ア 受入れ概要

受 入 期 間	令和６年１１月２０日(水)～令和７年１月１７日(金)
受 入 日	水、木、金曜日（延べ２４日間）
日最大搬入量	１０ｔ
受 入 れ 物	赤穂市から発生する一般廃棄物のみとする。ただし、本市が認めた処理困難物を除く。 （分別は、本市と相違ないため問題無い。）
搬 入 車 両 等	赤穂市による直接搬入、又は本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する事業者による搬入のみとする。 （水、金曜日は、赤穂市が委託した事業者、木曜日は、赤穂市のパッカー車で搬入予定）
搬 入 ル ー ト	相生市美化センター ⇄ 高取峠 ⇄ 赤穂市内
そ の 他	本市の施設内においては、本市の指示に従うこととする。

(2) 相生地域エネルギーセンターについて

ア 新会社の設立について

相生地域エネルギーセンターの整備運営を行うため、民間企業による新会社が以下のとおり設立された。

(ア) 新会社の概要

設立年月日	令和6年10月29日
名 称	相生エコサービス株式会社
所 在 地	兵庫県神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地1 (大栄環境株式会社内)
出 資 企 業	大栄環境株式会社 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
資 本 金	100,000千円

イ 受入れ処分する廃棄物について

相生地域エネルギーセンターの安定的な運営及び社会貢献を行うために受入れ、焼却処分する廃棄物については以下のとおりとする。

(ア) 受入れ予定廃棄物

一 般 廃 棄 物	・ 家庭系、事業系一般廃棄物
建設系廃棄物	・ 建設時に発生する木材、家屋やビルなどの解体時に発生する混合廃棄物、紙くず、段ボール、プラスチック系配管など（紙くず、段ボールについてはリサイクルできない状態のもの）
その他廃棄物	・ 食品廃棄物（製造工程で発生するもの含む。その他飲料系、調味料、食用油、お弁当、惣菜など） ・ 汚泥（下水道汚泥を含む。） ・ 医療系廃棄物 ・ 工場系廃棄物（梱包材、プラスチック製品、木製・樹脂パレット、化粧品など） ・ 災害廃棄物（火災によるものを含む。）

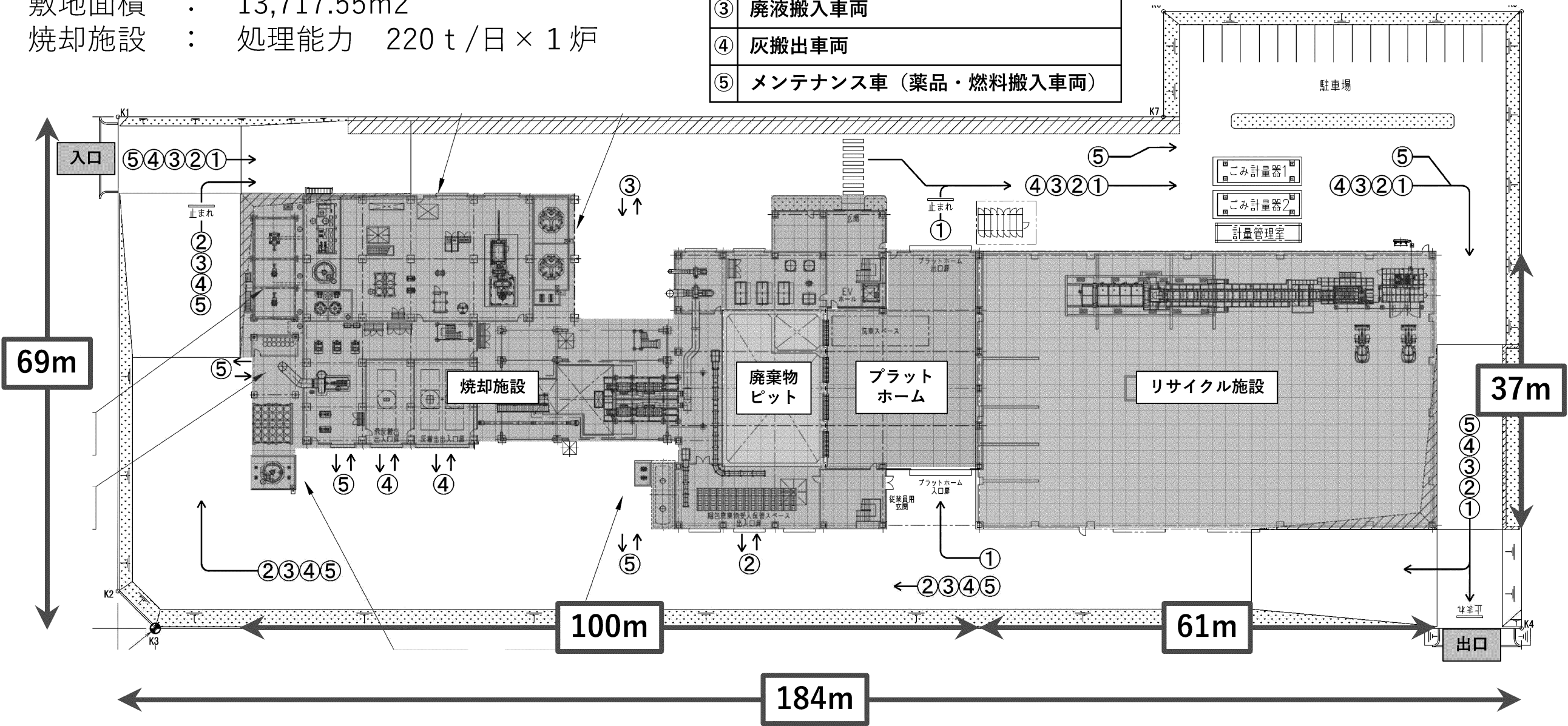
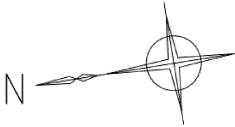
ウ 施設の配置について（案）

相生地域エネルギーセンター内の焼却施設、廃棄物ピット、プラットフォーム及びリサイクル施設の配置、廃棄物の搬入等に関する動線については、次のとおりとする。

相生地域エネルギーセンター配置図

敷地面積 : 13,717.55m²
焼却施設 : 処理能力 220 t / 日 × 1 炉

車 両 凡 例	
①	廃棄物搬入車両
②	梱包廃棄物搬入車両
③	廃液搬入車両
④	灰搬出車両
⑤	メンテナンス車（薬品・燃料搬入車両）



質 疑 応 答

Q1 赤穂市の一般廃棄物は相生市のほか、どこへ処理を依頼しているのか。

A1 にしはりまクリーンセンターとエコクリーンピアはりまと聞いている。

Q2 赤穂市の一般廃棄物の受入れの収入をどれくらい見込んでいるのか。

A2 1 トン当たり 17,000 円の収入を見込んでいる。

Q3 赤穂市の一般廃棄物の受入れが起因で焼却炉に故障が生じた場合は、どのように対処するのか。

A3 ピットへ投入された一般廃棄物のうち、どれが原因で故障が生じたか判断するのは困難であるが、明らかに赤穂市の一般廃棄物によって故障したと判断できた場合は、赤穂市に責任があるものと考えている。

Q4 美化センターへの進入路が狭いため、搬入車両が増え、事故の発生を懸念するが、周知を行っているのか。

A4 赤穂市職員および搬入業者による現地確認を事前に行っており、口頭においても十分に徐行し、安全運転するよう伝えている。

Q5 地域エネルギーセンターで焼却した際に発生する灰はどのように処理する計画なのか。

A5 民間事業者の処理場へ搬出する計画である。

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和6年12月5日（木）

1 付託事件

議第43号 相生市立水産物市場の指定管理者の指定について

議第47号 令和6年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
10 総 務 費	15 戸籍住民登録費	全 般
15 民 生 費	全 般	
20 衛 生 費	全 般	
30 農林水産業費	全 般	
35 商 工 費	全 般	
40 土 木 費	全 般	

議第48号 令和6年度相生市国民健康保険特別会計補正予算

議第49号 令和6年度相生市看護専門学校特別会計補正予算

議第50号 令和6年度相生市下水道事業会計補正予算

2 所管事項

(1) 市民病院

ア 令和6年度病院事業会計運営状況について

(2) 健康福祉部

ア 相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）について

(3) 建設農林部

ア 駅前イルミネーションの設置について

イ 相生下水管理センター包括維持管理業務委託について

3 その他

主な議会用語の解説（50 音順）

用 語	解 説
委員会付託 (いいんかいふたく)	本会議の付議事件について詳しく検討を加えるために、 所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことを いいます。
委員長報告 (いいんちょうほうこく)	委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、 本会議で報告することを指します。
意見書 (いけんしょ)	地方自治法第 99 条の規定に基づき、市議会は市の公益に 関することについて、国会、国、県など関係行政庁に対 し、議会の意思を意見としてまとめた文書を提出するこ とができます。 意見書の案は、議員が提出し本会議でその可否を決めま す。
一般質問 (いっぱんしつもん)	議員が本会議で市の一般事務や将来に対する方針などに ついて質問することをいいます。一般質問は定例会で行 われ、臨時会ではできません。 質問時間は、一人 3 0 分以内としています。
開会 (かいかい)	議会を開いて、法的に活動できる状態にすることをいい ます。
会期 (かいき)	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のこ とです。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
会派 (かいは)	政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成され た集団をいいます。
議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために、市長や議員が提出する案件を 議案といいます。
議員全員協議会 (ぎいんぜんいんきょうぎかい)	議員全員協議会は、議員全員で行うもので、その限り では本会議と同じです。 重要項目について各議員の意見調整や協議を行います。

用 語	解 説
議会運営委員会 (ぎかいうんえいいんかい)	円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整をはかる場として設置している委員会のことです。
議決 (ぎけつ)	議会で議案などに対し（可否）賛否を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。 ・ 可決（否決）：予算、条例、契約、意見書、決議等 ・ 認定（不認定）：決算 ・ 承認（不承認）：専決処分 ・ 同意（不同意）：人事案件
議事日程 (ぎじについで)	その日の会議（本会議）の件名、順序を記載したものです。
休会 (きゅうかい)	議案などの調査研究や委員会審査などのために、会期中に会議（本会議）の活動を休止することです。
継続審査 (けいぞくしんさ)	会期中に議案などの審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて、委員会で審査を行うことです。
決議 (けつぎ)	法律的効果を持つ議決と異なって、議会の事実上の意思決定をいいます。
採決 (さいけつ)	議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や投票による採決、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。
散会 (さんかい)	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることをいいます。
指定管理者制度 (していかんりしゃせいど)	地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社等の法人に代行させることにより、民間のノウハウの導入し、サービスの向上や管理経費の削減により、地方公共団体の負担の軽減を図ることを目的とした制度のことです。

用 語	解 説
質疑（しつぎ）	議題となっている議案などについて、疑義をたずため の発言のことです。 質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行う もので、自己の意見を述べることはできません。
事務事業報告書 （じむじぎょうほうこくしょ）	該当年度における一般会計及び各特別会計の主要な施策の 成果について、地方自治法第 233 条第 5 項の規定に基づき 議会に報告するものです。
上程（じょうてい）	本会議で議題として取り扱うことを、一般に「上程」と いいます。
条例（じょうれい）	地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のこ とです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決によ り成立し、長の公布により効力が生じます。 条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有してい ます。
審議（しんぎ）	本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論 をし、表決するといった一連の過程のことを審議といい ます。
審査（しんさ）	委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し一 応の結論を出す過程のことをいいます。
常任委員会 （じょうにんいいんかい）	議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うた め、常に設置されている委員会のことです。議員は必ず いずれかの常任委員会に属しています。 総務文教、民生建設の 2 常任委員会があります。
除斥（じょせき）	議会における審議を公正なものとするため、議題となっ た案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加 できないようにすることです。
専決処分 （せんけつしょぶん）	議会の議決または決定すべきことについて、市長が議会 に代わって処分することです。議会を招集するいとまが ないときに行うものと、議会の議決により予め指定した ものとがあります。

用 語	解 説
定足数 （ていそくすう）	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことを定足数といいます。 地方自治法において、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。
定例会 （ていれいかい）	市議会には定例会及び臨時会があります。定例会とは付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことで、地方自治法により毎年（1月1日～12月31日）、条例で定める回数を招集することになっています。 本市では条例で年4回と定めており、原則3月、6月、9月、12月に招集されます。
答弁 （とうべん）	本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や副市長、教育長及び関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。
討論 （とうろん）	定例会や委員会において、質疑の後、採決の前に議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。
特別委員会 （とくべついいんかい）	常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のことを審査するために設置される委員会のことをいいます。 予算審査特別委員会や決算審査特別委員会などがあります。
動議 （どうぎ）	一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことをいいます。 1 議題とすることを求める事柄について、案を備える必要のあるもの（文書）… 条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案等。 2 案を備える必要がないもの（口頭）… 緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩等。

用 語	解 説
発言通告 (はつげんつうこく)	議会の会議(本会議)で議員が発言をしたいとき、予め議長に発言の趣旨などを告げ知らせることをいいます。
表決 (ひょうけつ)	議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、「採決」は議長の側からみた表現です。
閉会 (へいかい)	議会の法的な活動能力を失わせることをいいます。
本会議 (ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。 本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
理事者 (りじしゃ)	市長、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など)、行政委員(監査委員)など、行政の仕事を行う機関のことを指します。
臨時会 (りんじかい)	市議会には定例会及び臨時会があります。 臨時会は、定例会のほかに臨時の必要がある場合に随時招集され、付議事件として告示したものに限って審議することができる会議のことをいいます。